

○依頼図書の流れ

1. 長期優良住宅の単独依頼の場合（一般の流れ）

（１）依頼者は、以下の書類を正本１部、副本１部をセンターに提出します。

- ① 依頼書（別記様式１号）
- ② 認定申請書（省令第一号様式）
- ③ 添付図書（※別添一覧を参照）

（２）技術的審査が終了し適合と判断した場合は、依頼者に適合証（別記様式２号）を依頼書・認定申請書・添付書類の副本を添えて交付します。
このとき、センターは添付図書に技術的審査が終了した旨が確認できるよう押印します。

（３）その後、依頼者は、認定申請書の正本及び副本に添付書類２部とセンターから交付された適合証とその写しを添付して、所管行政庁に認定申請を行います。ただし、適合証に記載された認定基準以外については、別途図書が必要となる場合があります。（（２）の副本が認定申請時の正本になります。）

2. 設計住宅性能評価と同時に依頼する場合

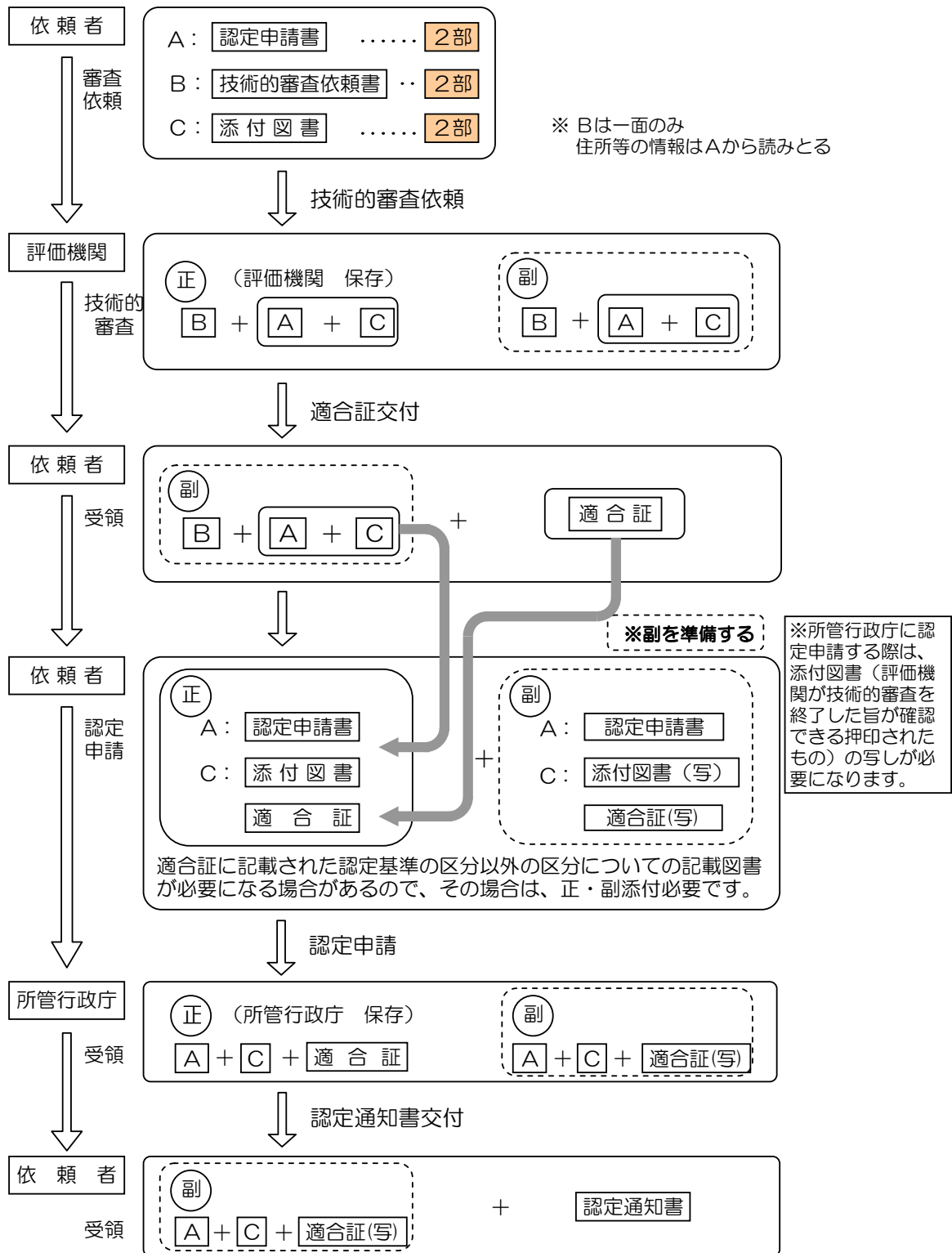
（１）依頼者は、以下の書類を正本１部、副本１部をセンターに提出します。

- ① 依頼書（別記様式１号）
- ② 認定申請書（省令第一号様式）
- ③ 設計住宅性能評価申請書及び設計住宅性能評価添付図書
- ④ 評価方法基準以外の認定基準による事項に関する図書等

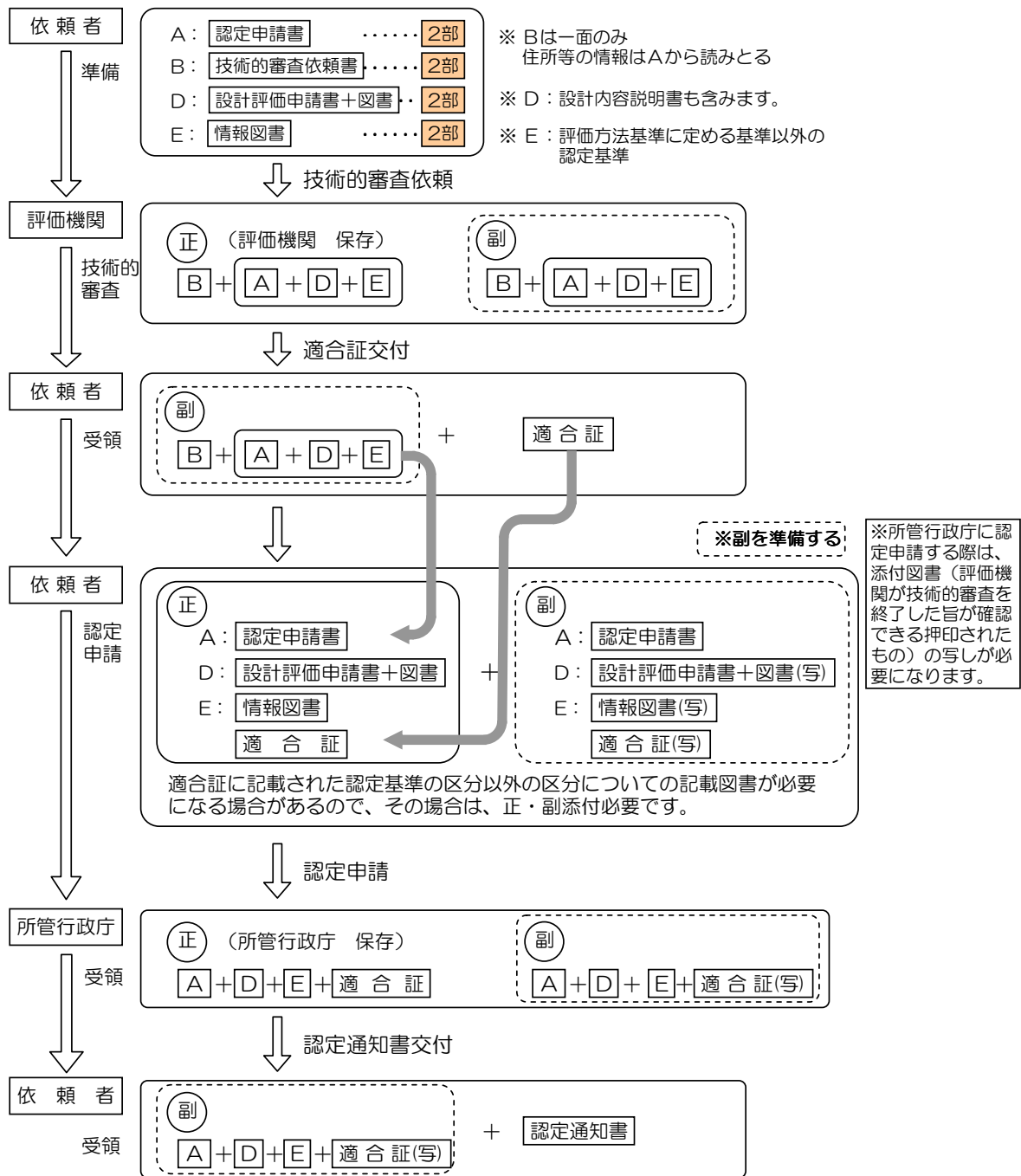
（２）技術的審査が終了し適合と判断した場合は、依頼者に適合証（別記様式２号）と設計住宅性能評価書を依頼書・認定申請書・設計住宅性能評価申請書・設計住宅性能評価添付書類及び評価方法基準以外の認定基準による事項に関する図書等の副本を添えて交付します。
このとき、センターは添付図書に技術的審査が終了した旨が確認できるよう押印します。

（３）その後、依頼者は所管行政庁に認定申請を行います。（認定申請に係る図書等は一般の場合と同じになります。）

< 依頼図書の流れ（一般の流れ） >

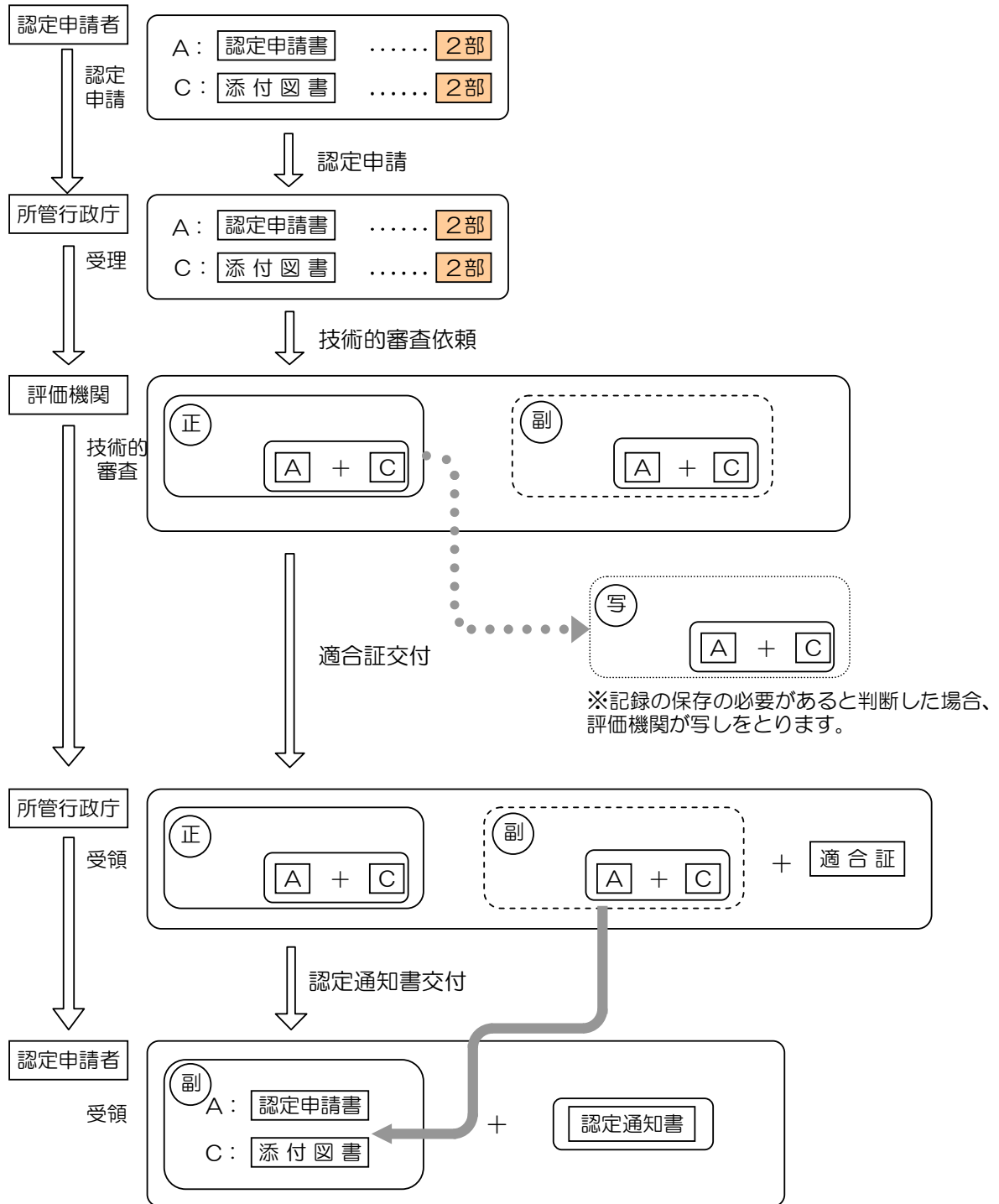


< 依頼図書の流れ（設計評価と同時に依頼する場合） >



下記は一般的な例を示します。（所管行政庁との契約内容により異なる場合があります。）

< 依頼 図書の流れ（所管行政庁から依頼の場合） >



認定申請に係る添付図書一覧

図書の種類		明示すべき事項
a) 設計内容説明書（参考様式あり）		住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
b) 各種図面・ 計算書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物の他の建築物との別及び設備配管に係る外部の排水ますの位置
	仕様書（仕上表を含む）	部材の種別、寸法及び取付方法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部の寸法及び算式
	二面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法及び位置
	各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示しても良い。また、当該各項目に掲げる事項をすべて他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。

a) 設計内容説明書

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書及び設計内容確認欄などを記載する。申請者が作成し所管行政庁に提出する。

b) 各種図面・計算書

認定申請する対象住宅が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための書類。

c) その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

○登録住宅性能評価機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）

○住宅型式性能認定書等

住宅型式性能認定等既存の証明書を活用する場合、以下に掲げる書類を添付することで、所管行政庁が不要と認める図書の提出を省略することができる。

- ・住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む）
- ・型式住宅部分等製造者認証書
- ・特別評価方法認定書（登録試験機関が行うこれと同等の試験結果の証明書を含む。）

○居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

d) 建築確認に関する申請図書（当機関へ事前の技術的審査依頼をする際には、不要です。）

法第 6 条第 2 項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。